

図1. 通所介護と介護予防通所介護の違い

| | 通所介護 | 介護予防通所介護 |
|----------|-----------------|----------------|
| サービス提供時間 | あり (3~4h など) | なし (プログラム時間のみ) |
| 要介護度 | 要介護者 1・2・3・4・5 | 要支援 1・2 |
| 加算 | 個別機能訓練加算・入浴加算など | 運動器の機能向上加算など |
| 介護報酬 | 介護度別、時間別の一泊あたり | 月額定額制 |

介護予防デイサービスで、診療時間の合間の90～120分デイサービスを開業する先生や、接骨院の前に120分の介護予防通所介護を、午前と午後2単位を開業している先生もいます。ただし、保険者(市町村)によっては、要支援者が比較的に少なく、要支援者だけのデイサービスは経営的に厳しい地域もあります。開業する地域の役所のホームページ等で介護保険事業計画などを調べれば高齢化率や要介護認定割合が分かります。

筆者の介護予防デイサービスは登録利用者の約半分が要支援者です。午前の部は9時～12時05分、午後の部は1時30分～4時35分の2単位で、要介護者と要支援者が同じ機能訓練をしています。実は、要介護度と利用者の運動器疾患のリスク割合が一致しないことが多く、要支援1なのに、つまり歩き状態の方や、要介護2なのに非常に元気な方は珍しくありません。経営的には要介護者が多いほど介護報酬が高くなります。要介護1の3時間以上は、1日あたり約5千円の報酬となります。要支援者は1月単位の定額制で、要支援1は約2万5千円、要支援2は約5万円の報酬があります(図2)。そのため、デイサービスには、要支援1は週1回、要支援2は週2回しか利用できないという暗黙の了解があります。

ほとんどの方は、自宅まで送迎車両でお迎えに行きますので、送迎負担を考慮し、要介護者のサービス提供時間の3時間以上に合わせて、要支援者も一緒に送迎します。

3. 小規模型通所介護費

介護報酬については、以下のように算定されています(小規模型のみを表示します)。

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護1 437 単位
- (二) 要介護2 504 単位
- (三) 要介護3 570 単位
- (四) 要介護4 636 単位
- (五) 要介護5 702 単位

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護1 588 単位

- (二) 要介護2 683 単位
- (三) 要介護3 778 単位
- (四) 要介護4 872 単位
- (五) 要介護5 967 単位

(3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合

- (一) 要介護1 790 単位
- (二) 要介護2 922 単位
- (三) 要介護3 1,055 単位
- (四) 要介護4 1,187 単位
- (五) 要介護5 1,320 単位

合

※東京の場合、単位×10.68が介護報酬になります。
 ※小規模型とは、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人以内であることです。
 通所介護には、小規模型・通常規模型・大規模型に分けられます。小規模型は通常規模型より介護報酬が1割以上高く設定されています。サービス提供時間が3時間以上4時間未満の場合、利用者数を0.5人と算定します。つまり、午前の部0.5人、午後の部0.5人で、トータルすると1日1人という計算です。要支援の算定方法も同じです。たとえば、1月の営業日が25日間で、実際に午前10人、午後10人が利用した場合、1月当たり250人となります。よって、定員10名の午前・午後2単位のデイサービスは小規模型になります。
 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取り扱いについては、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者が該当し、「3時間以上4時間未満」の単位数の100分の70に相当する単位数を算定します。
 ※運営規程に定める営業時間を含めこれらの時間には、「送迎」に係る時間は含まれません。そのため、「6時間以上8時間未満」の通所介護報酬の算定を行うためには、①②の条件を満たす必要があります。①事業所への送迎時間を含めず、「通所介護計画書」が「6時間以上8時間未満」で作成されていること。②また、通所介護に要する時間が計画書と大きく乖離していないこと。

4. 通所介護の加算(機能訓練に関係のある事項のみ掲載する)

- (一) 入浴介助加算 入浴介助を行う場合 1日 50 単位
- (二) 個別機能訓練加 I (①②のいずれにも適合すること) 1日 27 単位
 - ① 1日120分以上専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置すること。